

◎日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定

(略称) 中国との漁業協定

昭和五十一年八月十五日 東京で署名

昭和五十一年十二月十七日 国会承認

昭和五十一年十二月二十二日 確認通告の交換

昭和五十一年十二月二十二日 効力発生

昭和五十一年十二月二十二日 公布及び告示

(条約第二四号及び外務省告示第二八三号、第二八四号)

ページ

前文
目次

第一条 協定の適用水域及び海洋に関する管轄権についての両国の立場の留保 一一三
第二条 両国がるべき保存措置 一二五
第三条 取締り及び違反事件の処理 一二六
第四条 安全操業 一二七

中国との漁業協定

中国との漁業協定

一一一

第五条 海難救助及び緊急避難	二二七
第六条 共同委員会の設置及び任務等	一二八
第七条 附属書の修正の方法等	一三〇
第八条 効力発生、有効期間及び終了	一三〇
末文	一三一
附屬書I	一三二
1 機船底びき網漁業について両国がとるべき保存措置	一三三
2 機船まき網漁業について両国がとるべき保存措置	一四二
附屬書II	一四五
1 避難港	一四五
2 連絡先	一四六
3 連絡の内容	一四六
4 連絡の方法	一四六
○附屬書Iの2(2)に関する交換公文	一五〇
日本側書簡	一五〇
附屬書Iの2(2)にいう第一保護区内においてとるべき保存措置	一五〇
中國側書簡	一五一
○合意された議事録	一五三
1 各保護区における操業隻数又は統數	一五三
2 網目の大きさについて規定の実施	一五四
3 両国の沿岸漁業	一五五

中国との漁業協定

○協定第一条1に関する書簡	4 安全操業	一五五
中国側書簡		一五七
1 協定第一条1(1)に定める線についての中国政府の立場		一五七
2 協定第一条1(2)に定める線についての中国政府の立場		一五七
3 協定第一条1(3)に定める線についての中国政府の立場		一五八
日本側書簡		一五九
1 協定第一条1(1)及び(2)に定める線についての日本国政府の立場		一五九
2 協定第一条1(3)に定める線についての日本国政府の立場		一五九

日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定

中华人民共和国和日本国渔业协定

前文

の国い轄関び用協
留のて権す海水定
保立のにる洋域の
場両つ管に及適

日本国政府及び中華人民共和国政府は、
一千九百七十二年九月二十九日に北京で発出やれた両国政府の
共同声明に基づき、
黄海・東海の漁業資源を保存し及び合理的に利用するため並
びに海上における正常な操業の秩序を維持するため、
友好的な協議を経て、
次のとおり協定した。

一、本協定の適用海域（以下「協定海域」といい）は、
次に規定する黄海・東海の海域（領海部分を除く。）とする。
为以下规定的黄海、东海的海域（领海部分除
外）：

1. 下列各点連結の直線以東：

第一条

第一 条

- (1) 次に掲げる各点を結ぶ直線以東

中国との漁業協定

|||||

(1) 北緯三十九度四十五分、東經一百一十四度九分十一秒の点

(2) 北緯三十七度二十分、東經一百二十四度九分十二秒之点、

(3) 北緯三十七度二十分、東經一百一十一度三三分の点

二十三度三分之点；

(2) 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線以東

(1) 北緯三十七度二十分、東經一百一十一度三三分の点

2. 下列各点順次連結的直线以東：

(1) 北緯三十七度二十分、東經一百二十三度三分之点、

(2) 北緯三十六度四十八分十秒、東經一百一十一度四十四分三十秒の点

(2) 北緯三十六度四十八分十秒、東經一百二十二度四十四分三十秒

之点、

(3) 北緯三十五度十一分、東經一百一十一度三十八分の点

(3) 北緯三十五度十一分、東經一百二十度三十八分之点、

(4) 北緯三十一度四十四分、東經一百一十一度一十五分の点

(4) 北緯三十度四十四分、東經一百二十三度二十五分之点、

(5) 北緯二十九度、東經一百二十一度四十五分の点

度四十五分之点、

(6) 北緯二十七度三十分、東經一百一十一度三十分の点

二十一度三十分之点、

(7) 北緯二十七度、東經一百二十一

度十分之点；

(3) 北緯二十七度の線以北

3. 北纬二十七度线以北。

2. しの協定のしとなる規定も、海洋に関する管轄権につきての両締約国のそれぞれの立場を害するもののみなしてはならぬ。

約双方关于海洋管轄权的各自立场。

第一條

第二條

両国が保有するべき存措

両締約国は、漁業資源を保存し及び合理的に利用するため、協定水域における機船による漁業に関し、この協定の附屬書一に規定する措置をとる。

缔约双方为了保护和合理地利用渔业资源，在协定海域内就机轮渔业采取本协定附件一所

規定的措置。

第三条

件び取
の違
処反り
理事及

第三条

1 こぞれの一方の締約国も、自國の機船がこの協定の附屬書Iの規定を誠実に遵守することを確保するため及び違反事件の発生を防止するため、自國の機船に対して適切な指導及び監督を行い、並びに違反事件を処理する。

一、締約任何一方为了确保本国漁輪切实地遵守本协定附件一的规定，防止违约事件的发生，应对本国漁輪进行适当的指导和监督，并应对违约事件予以处理。

2 こぞれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、当該他方の締約国の機船がこの協定の附屬書Iの規定に違反した事実及び状況を通報することができる。当該他方の締約国は、当該一方の締約国に対し、違反事件の処理の結果を速やかに通報する。

二、締約任何一方可将締約另一方漁輪违法犯罪本协定附件一规定的 situation 和事实通知締約另一方。締約另一方应将违约事件处理结果及时通知締約一方。

3 協定水域において操業する両締約国の機船は、この協定の実施を確保するため、相互に協力するものとする。

三、締約双方在協定海域内作业的漁輪应相互合作，以保证实施本协定的规定。

第四条

安全操業

両締約国は、それぞれ、自國の関係漁民及び漁船に対し、航行及び操業の安全、正常な操業の秩序の維持並びに海上における事故の円滑かつ迅速な処理のため、指導その他の必要な措置をとる。

第五条

締約双方为了航行和作业安全，维持正常作业秩序，以及顺利和迅速地处理海上事故，应各自对本国有关渔民和渔船采取指导等必要措施。

第五条

1 じずれか一方の締約国の漁船が他方の締約国の沿岸において海難その他の緊急事態に遭遇した場合には、当該他方の締約国は、当該漁船及びその乗組員に対し、できる限りの援助及び保護を与えることとし、最も迅速な方法により、当該一方の締約国の関係当局に之れらに関する状況を通報する。

一、締約任何一方的渔船在缔约另一方沿海遭到海难或其他紧急情况时，缔约另一方对该渔船及其船员应尽力予以救助和保护，并以最快的方法将有关情况告知缔约一方的有关部

门。

共
びの同
任設委
務置員

- 2 やがての一方の締約国の漁船も、荒天その他の緊急事態のため避難する必要がある場合には、他方の締約国の関係当局に連絡した後、指定された港等に赴き避難する。がであります。当該漁船は、この協定の附屬書Ⅱの規定に従うことを、当該他方の締約国の関係法規及び指示に従わなければなりません。
- 3 委員会は、毎年一回東京又は北京で交互に会合をなす。委員会は、毎年開会一次、在北京和東京

第六条

第六条

- 二、締約任何一方の漁船、由于天气恶劣或其他紧急情况有必要避难时，经与缔约另一方有关部门联系后，可驶往指定的港口等避难。该渔船应遵守本协定附件二的规定，并应服从缔约另一方的有关法规和指示。

- 一、缔约双方为了达到本协定的目的，设立中日渔业联合委员会（以下称委员会）。委员会由缔约双方政府各自任命的三名委员组成。
- 二、委员会的一切决议、建议和其他决定，应由出席的双方委员协商一致后才能做出。

会は、また、必要に応じ、両締約国の間の合意による調査に
合意することができる。

4. 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) ノの協定の実施状況につき検討する。
- (2) 必要に応じ、ノの協定の附属書の修正に関する、両締約国
に勧告する。
- (3) 漁業に関する資料を交換し、及び協定水域における漁業
資源の状態につき検討する。
- (4) そのほか、必要に応じ、協定水域における漁業資源の保
存その他の関連する問題につき検討し、及び両締約国に勧
告することができる。

轮流举行。如有需要，经缔约双方的同意，可
召开临时会议。

四、委员会的任务如下：

1. 研究本协定的执行情况。
2. 如有需要，对本协定附件的修改，向
缔约双方提出建议。
3. 交换有关渔业资料和研究协定海域内
的渔业资源状况。
4. 此外，如有需要，可对协定海域内的
渔业资源保护等有关问题进行研究，也可向缔
约双方提出建议。

第七条

第七条

法修附
等の書の
方

効力發生
及び終期
間の效力
及び終期
生

- 1 この協定の附屬書（2の規定に従つて修正された後の附屬書を含む。）は、この協定を構成する不可分の一部となる。
- 2 両締約国政府は、前条4(2)の規定に従つて委員会が行つた勧告を受諾する旨の公文の交換によりこの協定の附屬書を改正することができる。

一、本協定的附件、包括按本条第二款规定修改后的附件，为本协定不可分割的组成部分。

二、締約双方政府可通过换文，采纳委员会按第六条第四款第二项规定提出的建议，对本协定的附件予以修改。

第八条

第八条

一、本協定在各自国家履行行為生效所必要的国内法律手续并交换确认通知之日起生效。本协定有效期为三年，三年以后，在根据本条第二款的规定宣布终止以前，继续有效。

2 いかれの一方の締約国も、三箇月前に他方の締約国に対し

二、締約任何一方在最初三年期满时或在

未

文

以上の詔勅として、両者は、各自の政府からの出席と監査を以
て文書による通告を承認した。最初の三回の期限の満了の際又はその後のやむを得ない協定を終了するにいたる
とき。

其后、可以在三個月以前、以书面预先通知缔
約另一方、隨時终止本协定。

以上的詔勅として、両者は、各自の政府からの出席と監査を以
て文書による通告を承認した。

一千九百七十五年八月十五日東京で、以上二文書ある中
本語及び中国語により本書一通を作成した。

本协定于一九七五年八月十五日在东京签订，
一式两份，每份都用中文和日文写成，两种文
本具有同等效力。

日本国政府のために

宮澤喜一

中华人民共和国政府代表 日本国政府代表

陈

楚

宫 澤 喜 一

中華人民共和国政府のために

陳 楚

中国との漁業協定

中国との漁業協定

附属書

附属書 I

附件一

両締約国がこの協定の第二条の規定に従つてとるべき措置の内容は、次のとおりとする。

缔约双方按本协定第二条，应采取的措施，规定如下：

機船底びき網漁業（トロール漁業を含む。）について

存る両にき機
措べ国つ網船
置きがい漁底
保とて業び

(1) 一隻の推進機関の馬力数が六百馬力を超える機船は、次の各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれる水域に入つて機船底びき網漁業に従事してはならない。

一、关于机轮拖网渔业（包括机轮单船拖网渔业）：

从事机轮拖网渔业：

从事机轮排

从事情机转网渔业

(i) 北緯三十八度、東經百一十三度二十二分の点

(五) 北緯三十八度、東經百二十三度四十五分の点

度四十五分之点，

北緯三十七度、東經一百一十三度四十五分の点

(3) 北纬三十七度、东经一百二十三

度四十五分之点、

(4) 北緯三十六度十五分、東經一百

二十三度十五分之点、

(5) 北緯三十六度、東經一百二十二

度三十分之点、

(6) 北緯三十五度、東經一百二十二

度三十分之点、

(7) 北緯三十一度十一十分、東經一百

二十四度之点、

(8) 北緯三十二度三十分、東經一百

度之点、

(9) 北緯二十九度、東經一百二十五

度之点、

(x) 北緯二十八度、東経一百十四度三十分の点

(10) 北纬二十八度、东经一百二十四度三十分之点，

(xi) 北緯二十七度、東経一百一十一度の点

(11) 北纬二十七度、东经一百二十三度之点，

(xii) 北緯二十七度、東経一百一十一度十分の点

(12) 北纬二十七度、东经一百二十一度十分之点，

(xiii) 北緯二十七度三十分、東経一百一十一度三十分の点

(13) 北纬二十七度三十分、东经一百二十一度三十分之点，

(xiv) 北緯二十九度、東経一百一十一度四十五分の点

(14) 北纬二十九度、东经一百二十二度四十五分之点，

(xv) 北緯三十度四十四分、東経一百三十一度十五分の点

(15) 北纬三十度四十四分、东经一百二十三度二十五分之点，

(xvi) 北緯三十五度十一分、東経一百三十一度三十八分の点

(16) 北纬三十五度十一分、东经一百二十度三十八分之点，

(17) 北緯三十六度四十八分十秒、東
経一百二十二度四十四分三十秒
三十秒の点

之点、
終一百二十二度四十四分三十秒

(xviii) 北緯三十七度二十分、東經一百二十三度三分の点

(18) 北緯三十七度二十分、東經一百
二十三度三分之点、

(xix) 北緯三十八度、東經一百二十三度十一分の点

(19) 北緯三十八度、東經一百二十三
度二十二分之点。

(2) 機船は、次に掲げる各休漁区につきそれぞれ定める期間
においては、当該休漁区に入つて機船底びき網漁業に従事
してはならない。

(i) 第一休漁区

位置 次の各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた水
域

2. 凡漁船在下列各休漁区所規定的時間
内、不得进入该区内从事机轮拖网渔业：

(1) 第一休漁区、

位置：以下列各点順次連結の直线所围

的海域：

(1) 北緯三十八度、東經一百二十三度十一分の点

二十二分之点、

中国との漁業協定

(二) 北緯三十八度、東経一百一十一度三十分の点

② 北緯三十八度、東経一百二十三度三十分之点、

(三) 北緯三十六度十五分、東経一百一十三度三十分の点

③ 北緯三十六度十五分、東経一百二十三度三十分之点、

(一) 北緯三十六度十五分、東経一百一十一度一分の点

④ 北緯三十六度十五分、東経一百二十二度一分之点、

(四) 北緯三十六度四十八分十秒、東経一百一十一度四十四分三十秒の点

⑤ 北緯三十六度四十八分十秒、東経一百二十二度四十四分三十秒之点、

(五) 北緯三十七度二十分、東経一百一十一度三十分の点

⑥ 北緯三十七度二十分、東経一百二十三度三分之点、

(六) 北緯三十八度、東経一百一十一度(一百一一分)の点
期間 一月十五日から四月十五日まで

⑦ 北緯三十八度、東経一百二十三度二十二分之点。

时间：二月十五日至四月十五日止。

位置：次の各点を順次に直線で結ぶ線による囲まれた水
域

の海域：

(1) 北緯三十六度十五分、東經一百一十一度一分の点

十二度一分の点，

(2) 北緯三十四度、東經一百一十一度一分の点

二十三度一分の点，

(3) 北緯三十四度、東經一百一十一度三十分の点

四度三十八分の点，

(4) 北緯三十五度十一分、東經一百一十度三十八分の点

三度三十八分の点，

(5) 北緯三十六度十五分、東經一百一十一度一分の点

二度三十八分の点，

時間：九月一日から十一月三十日まで

(3) 次に掲げる各保護区につきそれぞれ定める期間によつて

3. 在下列各保护区所规定的时间内，进

は、当該保護区に入つて機船底トロ網漁業に従事する機船の隻数は、両締約国政府間で定める最高操業隻数を超えてはならない。

入该区内从事机船拖网渔业的渔船，不得超过缔约双方政府所规定的最高作业船数。

(1) 第一保護区

位置 次の各点を順次に直線で結ぶ線で囲まれた水域

的海域：

- (1) 北緯三十四度、東経一百一十一度十五分の点
- (2) 北緯三十四度、東経一百一十四度三十分の点
- (3) 北緯三十一度、東経一百一十四度三十分の点
- (4) 北緯三十三度、東経一百二十三度十五分之点、
- (5) 北緯三十四度、東経一百一十三度十五分の点
- (6) 北緯三十四度、東経一百一十三度十五分之点、
- (7) 北緯三十四度、東経一百二十三度十五分之点、

期間 十一月一日から翌年の十一月末日まで

十五分之点。

时间：十二月一日至翌年二月末止。

(1) 第一保护区

位置 次の各点を順次に直線で結ぶ線による围むる水域

的海域：

(1) 北緯三十一度三十分、東經一百一十一度五十七分の点

十二度五十七分之点，

(2) 北纬三十一度三十分、东经一百二

十三度三十分之点，

(3) 北纬三十度四十四分、东经一百二

十三度四十五分之点，

(4) 北纬三十度、东经一百二十三度三

十分之点，

(5) 北纬三十度、东经一百二十三度八

分之点、

(2) 北緯三十度四十四分、東経百一十三度一十五分の点

⑥ 北纬三十度四十四分、东经一百二十三度二十五分之点、

(3) 北緯三十一度三十分、東経百一十一度五十七分の点
期間 四月一日から五月三十一日まで

⑦ 北纬三十一度三十分、东经一百二十二度五十七分之点。

時間：四月一日至五月三十一日止。

第三保護区

位置 次の各点を順次に直線で結ぶ線によつて囲まれる水

域

(3) 第三保护区：

位置：以下列各点順次連結の直線所围

的海域：

(1) 北緯一十九度三十分、東経百一十一度五十六分三十二秒の点

① 北纬二十九度三十分、东经一百二十二度五十六分三十二秒之点，

(2) 北緯一十九度三十分、東経百一十三度二十分の点

② 北纬二十九度三十分、东经一百二十三度二十分之点，

(3) 北緯一十九度、東経百一十三度十分の点

③ 北纬二十九度、东经一百二十三度

十分之点，

- ④ 北纬二十八度、东经一百二十二度
三十分之点，

北纬二十八度、东经一百一十一度三十分之点
北纬二十八度、东经一百二十一度三十分之点，

- ⑤ 北纬二十九度、东经一百二十二度
五十五分之点，

北纬二十九度、东经一百一十一度四十五分之点

- ⑥ 北纬二十九度、东经一百二十二度
四十五分之点，

(4) 北纬二十九度三十分、东经一百一十一度五十六分三十秒之点

期間 三月一日から四月三十日まで

時間：三月一日至四月三十日止。

- ⑦ 北纬二十九度三十分、东经一百一二度五十六分三十秒之点。

(4) 機船底びき網漁業に從事する機船は、幼魚の漁獲を行わぬものとし、密集した幼魚に遭遇したときは、操業の場所を他に移すものとする。一航海」との漁獲量につき、幼魚の占める比率は、同一魚種の総漁獲量の二十七ペーセンハントを超えてはならない。
関係する幼魚についての規定は、次のとおりとする。

4. 从事机轮拖网渔业的渔船不应捕捞幼鱼，遇到密集的幼鱼时，应转移渔场。每航次
的渔获量中，幼鱼所占的比例不得超过同鱼种
总渔获量的百分之二十。

有关幼鱼的规定是：

(1) 小黄鱼由吻端至尾鳍末稍的长度

が十九センチメートル以下のものをさう。

为十九厘米和未满十九厘米的；

(2) 带鱼由吻端至肛门的长度为二十一
十三センチメートル以下のものをさう。

三厘米和未满二十三厘米的。

(5) 機船底びき網漁業に使用する底びき網の羅田(水没處),
收縮した後の内径による。以下同じ。及び長やは、次の基
準に適合するものでなければならぬ。

5. 机轮拖网渔业所使用的拖网网具的网
目(以浸水收缩后的内径为准，下同)和长度
应符合下述标准：

(1) 罗网和舌网网目为五十四毫米以
上的其他部位的罗网是六十五センチメートル以上
的。

(2) 罗网的长度为二百目以下。
上，其他部位的为六十五毫米以
上。

(6) 袋網の長やは、一百目以下である。

2 機船まき網漁業(集魚燈を使用するものに限る)のことは

1隻の推進機関の馬力数が六百六十馬力を超える羅網は

1. 凡单船主机马力超过六百六十匹的网

1 (1) に規定する水域に入つて機船か櫛漁業に從事してはならぬ。

船，不得进入本附件的一、1 所规定的海域内从事机轮灯光围网渔业。

(2) (1) にさう水域のうち北緯三十一度の線以北の部分（第一保護区と称する）にあつては、同締約国政府間で定めた位置がとられるものとする。

(3) (1) にさう水域のうち北緯三十一度の線以南の部分（第一保護区と称する）にあつては、八月一日から十一月一日までの間は、機船か櫛漁業に從事する機船の統數は、両締約国政府間で定める最高操業統数を超えてはだめだ。

2. 在二、1 所指的海域中的北纬三十二度线以北部分（称第一保护区），应采取缔约双方政府所规定的措施。

3. 在二、1 所指的海域中的北纬三十二度线以南部分（称第二保护区），从八月一日至十二月三十一日止，从事机轮灯光围网渔业的渔船不得超过缔约双方政府所规定最高作业船组数。

(4) (1) にさう水域に入つて操業や櫛漁船の隻数が、一統にあつては、網船は1隻、灯船は1隻とする。燈船1隻の集魚燈の光度の合計は、1万カンドラを超過してはだめだ。

4. 灯光围网渔船进入二、1 所指的海域内作业的，每组为：网船一艘、灯船两艘。每艘灯船用于集鱼灯光的总亮度不得超过一万烛光。

(5) 機船を用ひ網漁業に従事する機船は、(1)にいう海域においては、幼魚の漁獲を行わないものとする。一網ごとの漁獲量中幼魚の占める比率は、十五パーセントを超えてはならないものとし、超えた場合には、速やかに海中に放し、かつ、操業の場所を他に移すものとする。関係する幼魚についての規定は、次のとおりとする。

(1) まやばにひこでは、尾叉長（吻端から尾叉までの長さをさへ。以下同じ）が二十二センチメートル未満のものをさへ。

(2) まあじにひこでは、尾叉長が二十一センチメートル未満のものをさへ。

(3) まるあじにひこでは、尾叉長が二十一センチメートル未満のものをさへ。

(6) (1)にいう水域において機船を用ひ網漁業に使用する機船の網目は、三十五ミリメートル以上とする。

5. 从事机轮灯光围网渔业的渔船在二、
1 所指的海域内不应捕捞幼鱼。每网次 的 渔获
量中，幼鱼所占的比例不得超过百分之十五，
如超过，应迅速放回海里并转移渔场。

有关幼鱼的规定是：

(1) 鲶鱼为叉长（由吻端至尾叉的长度，下同）未满二十二厘米的。

(2) 竹筍鱼为叉长未满二十厘米的。

(3) 兰园鱈为叉长未满十八厘米的。

6. 在二、1 所指的海域内机轮灯光围网
渔业所使用的围网网目为三十五毫米以上。

附件二

この協定の第五条の実施に關しては、次に述べる如きのと
よる。

避難港

1.

避難港

(1) 中華人民共和国政府は、日本國の漁船が避難する場合に
て、温州港、上海港吳淞口、連雲港及び青島港を指定する。

避難的港口为：温州港、上海港吴淞口、连云港

港、青岛港。

(2) 日本国政府は、中華人民共和国の漁船が避難する場合に
て、嚴原港、博多港、玉之浦港及び山川港を指定する。

避难的港口为：严原港、博多港、玉之浦港、
山川港。

(3) さやれの一方の締約国の漁船も、特別な事情により(1)又
は(2)で指定された港に赴くことが出来ない場合にせば、他方
の締約国の關係當局に連絡してその理由を明かにした後、
指定される港等に赴き避難する事ができる。

3. 締約任何一方の漁船因特殊情況无法
驶到 1 或 2 所指定的港口时，经向締约另一方
有关部门联系阐明理由后，可驶往被指定的港
口等避难。

中国との漁業協定

中國との漁業協定

一四六

連絡先

2 連絡先

連絡先

(1) 中華人民共和国の漁船は、日本国海上保安庁の第七管区海上保安本部又は第十管区海上保安本部に連絡するものとする。

(2) 日本国の漁船は、中華人民共和国の温州港、上海港、連雲港又は青島港の港務監督機関に連絡するものとする。

連絡の内 容

3 連絡の内容
連絡すべき内容は、船名、呼出符号、現在位置、船籍港、総トン数、船長の氏名、乗組員数、避難の目的地、到着予定期刻及び避難の理由とする。

連絡の方 法

4 連絡の方法

(1) 中華人民共和国の漁船が日本国に關係する場合には、次のいずれかの方法によるものとする。

(1) 第七管区海上保安本部若しくは第十管区海上保安本部

二、联络的部門：

1. 中華人民共和国渔船与日本国海上保安厅的第七管区海上保安本部、第十管区海上保安本部联络。

2. 日本国渔船与中华人民共和国的温州港、上海港、连云港或青岛港的港务监督联络。

三、联络的内容：

应联络的内容为：船名、呼号、当时船位、港籍、总吨位、船长姓名、船员数、避难目的地、预定到达时间及避难理由。

四、联络的方法：

1. 中华人民共和国渔船与日本国的有关部门联络时，采取下列任何一种方法：

(1) 通过第七管区海上保安本部、第

の無線局又は長崎無線電報局を通じて連絡する。日本との無線局の呼出符号は、次のとおりである。

第七管区海上保安本部の無線局 J N R

第十管区海上保安本部の無線局 J N T

長崎無線電報局 J O S

电台的呼号如下：

第七管区海上保安本部的无

线电台 J N R

第十管区海上保安本部的无

线电台 J N J

长崎无线电报局 J O S

(1) 日本語又は英語の平文の国際電報による連絡である。関係当局のあて名略号は、次のとおりである。

第七管区海上保安本部 SEVENTH R M S H K
I T A K Y U S H U

第十管区海上保安本部 TENTH R M S H K A G
O S H I M A

(2) 用日文或英文明码国际电报联络。

各有关部门的电报挂号如下：

第七管区海上保安本部

SEVENTH R M S H K I T A K Y U S H U

第十管区海上保安本部

TENTH R M S H K A G O S H I M A

中國との漁業協定

| 四八

(2) 日本国の漁船が中華人民共和国の関係当局に連絡する場合には、次の二種の方法によるものとする。

(i) 温州、上海又は青島の海岸無線局を通じて連絡する。これらの無線局の呼出符号は、次のとおりである。

温州海岸無線局 X S O

上海海岸無線局 X S T

青島海岸無線局 X S G

2. 日本国漁船与中华人民共和国的有关部门联络时，采取下列任何一种方法：

(1) 通过温州、上海或青島的海岸电台联络。各海岸电台的呼号如下：

温州海岸电台 X S O

上海海岸电台 X S C
青島海岸电台 X S T

(ii) 中國語又は英語の平文の國際電報により連絡する。該關係当局のあて名略号は、次のとおりである。

温州港務監督機關 温州港八九六九

上海港務監督機關 上海港三九六六

連雲港港務監督機關 連雲港三一八九

青島港港務監督機關 青島港三一一大三

(2) 用中文或英文明码国际电报联络各有关部门的电报挂号如下：

温州港港务监督 温州港 8

上海港港务监督 上海港 3

9 6 9

连云港港务监督 连云港 3
9 6 6

189

青岛港港务监督 青岛港 3

263

日本側書

に保いの附
置さらお護う2属
保れい区第(2)書
存するて内一に】

(附属書Iの2(2)に関する交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本と中華人民共和国との間の漁業に関する協定の附属書Iの2(2)に関し、日本国政府に代わつて、両政府間で到達した次の了解を確認する光榮を有します。

第一保護区内においては、同保護区内の浮魚資源の衰退にかんがみ、同保護区内における機船まき網漁業に対する従来の保存措置が引き続きとられるものとし、日本国の機船まき網漁船は、年間を通じて同保護区内に入つて操業しないものとする。

本大臣は、更に、閣下が前記の了解を貴国政府に代わつて確認されることを要請する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十五年八月十五日に東京で

日本国外務大臣 宮澤喜一

中華人民共和国特命全權大使

陳 楚 閣下

日本国外務大臣

官溥善一閣下：

我荣幸地收到了阁下今天的来信，内容如

(訳文)

書簡をもつて路上いたしました。本使は、本田付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本大臣は、本田署名された日本國と中華人民共和國との間の漁業に関する協定の附屬書Iの(2)に関し、日本國政府に代わつて、兩政府間で到達した次の了解を確認する光榮を有します。

第一保護区内においては、同保護区内の浮魚資源の衰退にかんがみ、同保護区内における機船や網漁業に対する従来の保存措置が引き続きとられるものとし、日本國の機船や網漁船は、年間を通じて同保護区内に入つて操業しなじむこと。
本大臣は、更に、閣下が前記の了解を貴国政府に代わつて確認されることを要請する光榮を有します。

本使は、中華人民共和国政府に代わつて、閣下の書簡に述べられた了解を確認する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

中國との漁業協定

"我荣幸地代表日本国政府，就今天签订的日本国和中华人民共和国渔业协定附件一的二、2，确认两国政府之间达成的谅解如下：

在第一保护区，鉴于该区内的中上层鱼类资源衰退，对该区的机船灯光围网渔业继续采取原有的保护措施，日本国灯光围网渔船全年不进入该区作业。

我荣幸地请阁下代表贵国政府确认上述谅解。

中国との漁業協定

一四一

我謹代表中华人民共和国政府确认阁下来信所述的谅解。

顺致敬意。

一千九百七十五年八月十五日于東京

日本国駐在中華人民共和国特命全權大使

陳 楚

日本国外務大臣

宮澤喜一閣下

陳 楚

一千九百七十五年八月十五日于東京

合意された議事録

同意事項記録

合意された議事録

日本国政府代表及び中華人民共和国政府代表は、本日署名された日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定（以下「協定」という。）の関係事項に関連して、次の事項を記録するにことに合意した。

各保護区における統計数又は統整数

1 各保護区における両締約国の操業隻数又は統整数に関する

- (1) 協定の附録書Iの1(3)の規定に基づき、各保護区における最高操業隻数を、次のとおり定める。
- | | | |
|-------|-----|------|
| 第一保護区 | 日本側 | 百二十隻 |
| | 中国側 | 百二十隻 |
| 第二保護区 | 日本側 | 八十隻 |
| | 中国側 | 百四十隻 |
| 第三保護区 | 日本側 | 九十隻 |
| | 中国側 | 百五十隻 |

数或整数：

1. 根据協定附件一的第一、3的規定，在

各保护区内の最高作业船数为：

第一保护区：

中方	一百二十艘
日方	一百二十艘

第二保护区：

中方一百四十艘

日方八十艘

第三保护区：

中方一百五十艘

日方九、十

(2) 協定の附録書 I の 2 (3) の規定に基づき、第一保護区における最高操業統数を、次のとおり定める。

日本側
中国側
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五

日文

二、关于执行网目大小的规定：

和二、6 的规定，应在协定生效之日起六个月内全部更换完毕。

安全操業	3 兩締約国の沿岸漁業に關し、協定の附録書一に定める措置は、三国の沿岸水域において操業する漁船には適用しない。
4 安全操業に關し、兩締約国の關係當局は、協定第四条の規定を実施するため、両国の民間關係團体ができる限り速やかに次を掲げる事項についての合意に達するよう、それぞれ各自の民間關係團体を指導するものとする。	

沿海海域作业的渔船。

安全操業

兩締約国の關係當局は、協定第四条の規定を実施するため、両国の民間關係團体ができる限り速やかに次を掲げる事項についての合意に達するよう、それぞれ各自の民間關係團体を指導するものとする。

三、关于缔约双方的沿海渔业：
　　协定附件一所规定的措施，不适用于本区
　　使两国有关民间团体就下列事项达成协议：

- (1) 標識及び信号
- (2) 操業に當たつて遵守すべき事項
- (3) 避航に當たつて遵守すべき事項
- (4) ~~锚泊に當たつて遵守すべき事項~~
- (5) 安全操業のための慣習上の予防措置；
- (6) 海上における事故の処理に関する事項。

中国との漁業協定

一千九百七十五年八月十五日に東京で

陳
宮澤

陳

一九七五年八月十五日于東京

宮澤

(協定第一条にに関する書簡)

(中国方面信件)

日本国外務大臣

官澤喜一閣下：

(訳文)

(中国側書簡)

書簡をもつて啓上いたしました。本使は、本田署名やれた中華人民共和国と日本国との間の漁業に関する協定に言及せぬことにも、同協定第一条の規定に関連して、次のとおり申し述べる光榮を有します。

協定第一条に
立国いる第
場政て線に一
府のに定
中のつめ1定
立国いる(2)第
場政て線に一

1 中華人民共和国政府は、同協定第一条に定める線以西の水域を国防上の安全のため軍事警戒区として定めていた。同区域内の漁業資源に対しては、既に必要な保護措置がとられてゐる。日本国の漁船は、中華人民共和国政府の関係当局の許可なしに入域してはならない。

一、中华人民共和国政府为了国防安全，
规定：本协定第一条、1 规定的线以西的海
域为军事警戒区，对该区内的渔业资源已采取
必要的保护措施。日本国渔船未经中华人民共
和国政府有关部门允许不准驶入。

2 中華人民共和国政府は、同協定第一条に定める線以西の水域を漁業資源の保護のため機船底びき網漁業禁漁区とし
て定めていた。中国の機船は、同水域において操業してはな
らず、日本国の漁船も同水域に入つて操業してはならない。

中国との漁業協定

中国との漁業協定

一四八

協定の定め1条に定められた線以南の立国する(3)第一場政で一

3 中華人民共和国政府は、同協定第一条(3)に定める線以南で、かつ、中国沿岸以東の、台湾周辺を含む水域がなれ軍事作戦状態にあることいかんかみ、日本国の漁船が同水域に入つて操業しないよう勧告する。入つて操業するならば、それから生ずる結果については当該漁船自らが責任を負う。本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

一千九百七十五年八月十五日于東京

的海域为机枪拖网渔业禁渔区。中国渔船不得在该海域内作业，日本国渔船也不得进入该海域作业。

三、中华人民共和国政府鉴于本协定第一条、3规定的线以南，中国沿岸以东，包括台湾周围的海域，目前尚处于军事作战状态，劝告日本国渔船不要进入这一海域作业，否则，因此而发生的后果由该渔船自己负责。

顺致敬意。

日本國駐在中華人民共和国特命全權大使 陳 楚

日本國外務大臣 陳 楚

宮澤喜一閣下

一千九百七十五年八月十五日于东京

府日つめび条協
の本いる(2)1定
立国て線に(1)第
場政のに定及一

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定第一条⁽¹⁾に関する本日付けの閣下の書簡を受領したことと確認するとともに、この書簡に関連して、次のとおり申し述べる光榮を有します。

1 日本国政府は、協定第一条⁽¹⁾及び⁽²⁾に定める線以西の水域に関する中華人民共和国政府の立場を認めることはできないとの日本国政府の立場を留保する。

ただし、日本国政府は、協定第一条⁽¹⁾及び⁽²⁾に定める線以西の水域において漁業資源の保護の必要性が存在することを考慮して、日本国の漁船がこれらの水域に入つて操業することを差し控えることとする。

2 日本国政府は、協定第一条⁽³⁾に定める線以南の水域に関して中華人民共和国政府が表明した勧告に留意するとともに、同水域に関する中華人民共和国政府の立場を認めることはできないとの日本国政府の立場を留保する。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十五年八月十五日に東京で

日本国外務大臣　宮澤喜一

中華人民共和国特命全權大使

陳　　楚
閣下

(参考)

この協定は、黄海・東海の漁業資源の保存及び合理的利用並びに海上における正常な操業の秩序の維持を目的として、関係水域で日中両国がとるべき保存措置等を定めたものである。